

利用上の注意

1 本書は、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計調査」という。）と時系列比較を行うために、平成28年経済センサス-活動調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、平成28年経済センサス-活動調査の調査結果のうち、「産業横断的集計」として集計した製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

2 平成28年経済センサス-活動調査では、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設けたことから、項目によっては集計から除いている場合があるため、各統計表の注釈に十分留意されたい。

なお、本県においては、従業者30人以上の事業所における個人経営調査票による回答はない。

3 経済センサス-活動調査および工業統計調査と年次の関係は次のとおりである。

- (1) 年次の「平成28年」および「平成28年（平成27年実績）」は、「平成28年経済センサス-活動調査」の数値であり、事業所数および従業者数は平成28年6月1日現在、それ以外の項目は平成27年1年間の数値となっている。
- (2) 年次の「平成23年」は、「平成24年経済センサス-活動調査」の数値であり、事業所数および従業者数は平成24年2月1日現在、それ以外の項目は平成23年1年間の数値となっている。
- (3) その他の年次は、工業統計調査の数値であり、事業所数および従業者数は当該年の12月31日現在、それ以外の項目は当該1年間の数値となっている。

4 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査の集計における定義に合わせた形で再集計している（具体的な算式は「IV 用語の解説」の2および12を参照）。

5 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

6 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しているが、以下のものは相違している。

| 本 書 | 日本標準産業分類 |
|---|------------------------------|
| 1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合) | 1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業 |

7 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

| 省略名称 | 産業中分類名 |
|------------------|--------------------|
| 9 食 料 品 | 食料品製造業 |
| 10 飲 料 ・ 飼 料 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 織 維 | 繊維工業 |
| 12 木 材 | 木材・木製品製造業（家具を除く） |
| 13 家 具 | 家具・装備品製造業 |
| 14 パ ル プ ・ 紙 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 15 印 刷 | 印刷・同関連業 |
| 16 化 学 | 化学工業 |
| 17 石 油 ・ 石 炭 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 18 プ ラ ス チ ッ ク | プラスチック製品製造業（別掲を除く） |
| 19 ゴ ム | ゴム製品製造業 |
| 20 皮 革 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 21 窯 業 ・ 土 石 | 窯業・土石製品製造業 |
| 22 鉄 鋼 | 鉄鋼業 |
| 23 非 鉄 金 属 | 非鉄金属製造業 |
| 24 金 属 | 金属製品製造業 |
| 25 は ん 用 機 械 | はん用機械器具製造業 |
| 26 生 産 用 機 械 | 生産用機械器具製造業 |
| 27 業 務 用 機 械 | 業務用機械器具製造業 |
| 28 電 子 ・ デ バ イ ス | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 電 気 機 械 | 電気機械器具製造業 |
| 30 情 報 通 信 機 械 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 輸 送 機 械 | 輸送用機械器具製造業 |
| 32 そ の 他 | その他の製造業（眼鏡・漆器等） |

8 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

| 製造品名 | 分類 | 製造品名 | 分類 |
|----------------------------------|------|---------------------|------|
| 家具・装備品 | 13 | がん具・運動用具 | 325 |
| プラスチック製版 | 1521 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品 | 326 |
| 写真フィルム（乾板を含む） | 1695 | 漆器 | 3271 |
| 手袋 | 2051 | 畳 | 3282 |
| 耐火物 | 215 | うちわ・扇子・ちょうちん | 3283 |
| と石 | 2179 | ほうき・ブラシ | 3284 |
| 模造真珠 | 2199 | 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く） | 3285 |
| 歯車 | 2531 | 洋傘・和傘・同部分品 | 3289 |
| 目盛りのついた三角定規 | 2739 | 魔法瓶 | 3289 |
| 注射筒 | 2741 | 看板・標識機 | 3292 |
| 義歯 | 2744 | パレット | 3293 |
| 装身具・装飾品・ボタン・ 同関連品（貴金属・宝石製を除く） | 322 | モデル・模型 | 3294 |
| かつら | 3229 | 工業用模型 | 3295 |
| 時計側 | 3231 | レコード | 3296 |
| 楽器 | 324 | 眼鏡 | 3297 |

9 事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法（事業所が製造して出荷する最終製品に着目）

(ア) 単品のみを製造している事業所の場合

⇒【品目番号（商品分類番号）】6桁の上4桁の番号（細分類）で決定する。

<例1>

| 品目番号 | 【26】 | 3 | 5 | 12】 | 製造品目名：工業用ミシン |
|--------------|--------|---|---|-----|--------------|
| ←中分類番号（上2桁）→ | 【26】 | | | | 生産用機械器具製造業 |
| ←小分類番号（上3桁）→ | 【263】 | | | | 繊維機械製造業 |
| ←細分類番号（上4桁）→ | 【2635】 | | | | 縫製機械製造業 |

【263512】工業用ミシンのみを製造する事業所は、細分類番号「【2635】縫製機械製造業」となる。

(イ) 製造品が、<例2>のように複数の品目にわたる事業所の場合⇒次の手順で決定する。

<例2>

| 【品目番号】 | 製造品目名 | 製造品出荷額等 | ①中分類番号 (上2桁)ごとの合計 | ②小分類番号 (上3桁)ごとの合計 | ③細分類番号 (上4桁)ごとの合計 |
|----------|--------|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 【244614】 | コンテナ | 1,000万円 | 【24】1,000万円 | | |
| 【263512】 | 工業用ミシン | 700万円 | 【26】1,600万円 | 【263】700万円 | |
| 【266111】 | 数値制御旋盤 | 500万円 | | 【266】900万円 | 【2661】500万円 |
| 【266212】 | 精整仕上装置 | 400万円 | | 【2662】400万円 | |
| 【292111】 | アーク溶接機 | 1,500万円 | 【29】1,500万円 | | |

① 産業中分類の決定

【品目番号（商品分類番号）】 6桁のうち、上2桁の中分類番号ごとに製造品出荷額等を合計し、その額の最も大きい分類番号により産業中分類（2桁）を決定する。

＜例2＞の場合、中分類ごとに出荷額を合計すると、

「【24】1,000万円」「【26】1,600万円」「【29】1,500万円」で、【26】>【29】>【24】となり、この事業所の中分類は「【26】生産用機械器具製造業」となる。

② 産業小分類の決定

決定された中分類を構成する、上3桁の小分類番号ごとに品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きい分類番号で産業小分類を決定する。

＜例2＞の場合、小分類ごとに出荷額を合計すると、「【263】700万円」「【266】900万円」で、【266】>【263】となり、小分類は「【266】金属加工機械製造業」となる。

③ 産業細分類の決定

同様に産業小分類に属する品目のうち、上4桁の細分類番号を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きい分類番号により産業細分類（4桁）を決定する。

＜例2＞の場合、「【2661】500万円」「【2662】400万円」で、【2661】>【2662】となり、この事業所は、細分類番号「【2661】金属工作機械製造業」に決定。

(2) 特殊な方法

前記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」および「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

10 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、一部を除き小数点以下第2位で四捨五入した。したがって、構成比についても合計と内訳が一致しないところがある。

11 該当数値がないものおよび分母が0のため計算できないものは「-」、単位未満は「0」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、さらにプラスのものは本文においては「+」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1また

は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

- 12 平成19年調査において、調査対象事業所の精査を行うとともに、調査項目の変更が行われた結果、平成19年以降の数値と平成18年以前の数値が単純には比較できなくなった。

そのため、平成19年については平成18年との対比ができるように、実際の数値とは別に、変更前の調査対象、項目にあわせた「調整値」を便宜的に集計し、対前年比を算出した。

- 13 広域市町村圏は、下記のとおりである。

| 広域圏 | 圏内市町 |
|--------|--------------------------|
| 福井坂井地区 | 福井市、あわら市、坂井市、永平寺町 |
| 大野勝山地区 | 大野市、勝山市 |
| 丹南地区 | 越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町 |
| 嶺南地区 | 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 |

- 14 平成21年までは、特定年次（西暦末尾0，3，5，8の年）は全数調査、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査対象（裾切り調査）として実施。

平成22年は西暦末尾が0の年であるが、裾切り調査として実施し、平成23年は「経済センサスー活動調査」（全数調査。5年ごとに実施。）の中で、必要事項を集計した。

平成24年以降は、「経済センサスー活動調査」実施の前年は工業統計調査を行わず、「経済センサスー活動調査」の中で必要事項を把握し（全数）、工業統計調査は、裾切り調査として実施。

- 15 本書に掲載された数値を転載するときは、必ず「福井県の工業（福井県総合政策部政策統計・情報課）」による旨明記すること。

なお、この結果表は本県独自で集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがある。

～*～ 本書についての照会等は下記へお願いします。～*～

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部 政策統計・情報課 産業統計グループ

☎（0776）20-0272（ダイヤルイン）